平成26年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成26年9月10日(水)

議 事 日 程(第4号)

平成26年9月10日午前10時開議

日程第 1 報告第12号ないし報告第13号

日程第 2 議案質疑 議案第94号ないし議案第124号

日程第 3 請願第3号

本日の会議に付した事件

日程第 1 報告第12号ないし報告第13号

日程第 2 議案質疑 議案第94号ないし議案第124号

日程第 3 請願第3号

出席議員

1 1	番	深	谷	秀	峰	議	長	10番	菊	池	伸	也	副議長	
1	番	諏	訪	_	則	議	員	2番	井	坂	孝	行	議	員
3	番	藤	田	謙	\equiv	議	員	4番	赤	堀	平_	二郎	議	員
5	番	木	村	郁	郎	議	員	6番	深	谷		渉	議	員
7	番	鈴	木	二	郎	議	員	8番	平	Щ	晶	邦	議	員
9	番	益	子	慎	哉	議	員	12番	高	星	勝	幸	議	員
1 3	番	成	井	小太	に郎	議	員	14番	茅	根		猛	議	員
1 5	番	福	地	正	文	議	員	16番	Ш	又	照	雄	議	員
1 7	番	後	藤		守	議	員	18番	黒	沢	義	久	議	員
1 9	番	髙	木		将	議	員	20番	宇	野	隆	子	議	員

説明のため出席した者

大ク	、保	太	_	市	長	宮	田	達	夫	副	Ħ	1	長
中	原	_	博	教 育	長	植	木		宏	総	務	部	長
加	瀬	智	明	政策企画部	荻	津	_	成	市具	民生:	活剖	長	
西	野	千	里	保健福祉部	7長	滑	Ш		裕	農	政	部	長
樫	村	浩	治	商工観光部	7長	生日	日目	好	美	建	設	部	長
斎	藤	広	美	会計管理	1 者	井	坂	光	利	上	下水	道剖	3長
福	地	壽	之	消防	長	山	崎	修	_	教	育	次	長
宇	野	智	明	秘 書 課	長	笹	Ш	雅	之	総	務	課	長

大和田 隆 監 査 委 員

事務局職員出席者

 吉 成 賢 一 事 務 局 長
 榊 一 行 事務局次長

 金 子
 充 議 事 係 長

午前10時開議

○深谷秀峰議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は20名であります。

よって, 定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

〇深谷秀峰議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたしま す。

日程第1 報告第12号ないし報告第13号

○深谷秀峰議長 日程第1,報告第12号平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第13号平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

報告第12号,報告第13号については、報告事項となっておりますので、以上をもって終了 といたします。

日程第2 議案質疑 議案第94号ないし議案第124号

- ○深谷秀峰議長 次,日程第2,議案質疑を行います。議案第94号から議案第124号まで、以上31件を一括議題とし、通告順に発言を許します。
 - 20番字野隆子議員の発言を許します。字野隆子議員。

[20番 宇野隆子議員 質問者席へ]

〇20番(宇野隆子議員) おはようございます。日本共産党の宇野隆子です。私は、子ども・ 子育て関連三法について、議案第94号から第96号の3件について議案質疑を行います。

まず、議案第94号放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定について3点伺いたいと思います。

1点目は、この新制度において初めて国レベルでの設置基準が示されました。本市には放課後 児童クラブ設置事業実施要項があるわけですけれども、今回、この制定する条例の名称が、放課 後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定めるということで、事業の基準だけを条例 にして加えるということは体系的にどうなのかと考えます。私は,放課後児童健全育成条例としてもいいのではないかと思いますが,このあたりの条例制定の名称について伺いたいと思います。

2点目は、12ページ、第4条に放課後児童健全育成事業の一般原則として、第1項に、育成 事業における支援ですけれども、小学校に就学している児童でということになりまして、小学校 6年生までを対象とすることになったことを踏まえ、設備や支援員の拡充など、今後の整備方針 について伺いたいと思います。

3点目に、17ページ、第17条の2項「放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開設する日数について、1年につき250日以上を原則とする」となっておりますけれども、現在、本市での開設日数といいますか、実態がまずどのようになっているのか伺いたいと思います。そして、この250日以上原則というのは国の基準の踏襲ですけれども、その中で、例えば学校の休業日、夏季・冬季休業また学年末休業等々あるわけですが、そういうところでもって、開設日数はどういう根拠をもとにこのようにされているのか、このあたりも伺えればと思います。

次に、議案第95号について、ここでは2点について伺いたいと思います。

24ページになりますが、この家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてですけれども、新たに導入されることになる小規模保育、事業所内保育などの家庭的保育ということで運営基準が定められています。16条にあります食事の提供の特例について、その上段を見ますと自園方式を基本としておりますが、家庭的保育や事業所内保育が連携施設からの搬入も今度認められるということになっております。私はやはりこの第15条にあるような自園方式が必須ではないかと思うわけですけれども、第16条において特例を設けた理由について伺いたいと思います。

それから、27ページ、第23条の職員の部分で、この2項におきまして、家庭的保育者というと書かれております。家庭的保育者は家庭的保育で市長が行う研修を修了した者であると。ここを読みますと、保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有する。そして、市長が認める者ということで、この部分で言いますと、必ずしも保育士の資格を持ってなくてもいい、全員保育資格者でなくてもいいということになります。この中で、小規模保育事業のA型は除いてありますが、今度新しく導入される家庭的保育事業等は、目的にあるように、心身共に健やかに育成されることを保障する基準となり得るのか、この辺のお考えを伺いたいと思います。

次に、議案第96条、2点について伺いたいと思います。

第6条の48から49ページにわたってあります,利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等々というところです。これを読みますと,国が示している子ども・子育て支援法の従うべき基準と参酌する基準に基づいて特定教育,それから保育施設の確認をするための運営基準が定められていると思います。この契約方式による利用形態といいますか,利用方式が,第6条の2項に選考方法などが書かれておりますけれども,その中で,施設や事業者に負わせている応諾義務が実際に効力を発揮できるのかどうか,この辺で疑問を持ちますので,ご説明を伺いたいと思います。

もう1点,認定こども園や家庭的保育事業等ですけれども,これは施設型給付ということで,給付金についてこういう方法がとられています。そうすると,この運営財源というのは,ここにありますように,給付費と保育料ということになります。例えば,この施設型給付というのは,使途制限がないということで,例えば,利潤が上がれば他の事業にも使えるということになりますと,保育の質の向上に必ずしもつながることにもならないと思います。それから,施設型給付によって,例えば保育料などを滞納される人が出てくるとなると,財源的にも大変になってくるので,安定的な保育事業が難しくなることも懸念されると思いますが,この辺でのお考えをご説明いただければと思います。

以上で、1回目の質疑を終わります。

- ○深谷秀峰議長 答弁を求めます。保健福祉部長。
- **〇西野千里保健福祉部長** まず、議案第94号の常陸太田市放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例についての3点のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の,既に制定されております常陸太田市放課後児童クラブ設置事業実施要項と,今 回ご提案しております本条例との体系的な位置づけについてのご質問でございますけれども,改 正後の児童福祉法第34条の8の2第1項におきまして,市町村は放課後児童健全育成事業の設 備及び運営について条例で基準を定めなければならない旨の規定をいたしてございます。そうい ったことから当該基準を条例化するものでございまして,本条例は,市長の監督に属する放課後 児童健全育成事業を行う全てを対象とするもので,これまで本市が取り組んでまいりましたよう な公営事業者ばかりではなく,今後,設置や参入が予定されております民営事業者をも対象とす るものでございます。

一方,これまでの常陸太田市放課後児童クラブ設置事業実施要項につきましては,本市が事業 主体となって取り組む際の具体的な実施内容を枠組みとした制度でございますので,今回,条例 と要項は実際に対象が異なるというような形になるものでございます。

続きまして、2つ目の第4条第1項によりまして小学校6年生まで対象を広げたことも踏まえ、 今後の設備や支援の具体的な充実策についてのご質問でございますけれども、児童福祉法及び本 条例の規定に基づき、原則といたしまして、小学校6年生まで拡大する方針でおりますが、現状 においては受け入れられる環境にない施設等もございますので、今後、環境が整い次第、順次高 学年を預かることを基本方針といたしたものでございます。

したがいまして、具体的な拡充策といたしましては、新たに開園をする民間保育園及び市立愛保育園の指定管理者が放課後児童健全育成事業を実施する予定であるということで伺ってございますこと、また、昨年実施いたしました子ども・子育て支援計画策定のためのアンケート調査におきまして、回答があった小学校高学年の保護者 153人中、利用希望を申し出る方の割合が約16%であったことなども踏まえまして、保護者の皆様のニーズ及び施設整備の状況の内容などを十分見きわめながら、今後、整備あるいは開設の確保のための考え方を決定していきたいと考えております。

最後に、第17条第2項における開所日数の実態についてでございますが、本市の全ての13

カ所の放課後児童クラブにおきまして、現在、開所日数を290日といたしてございまして、本条例の規定を満たしているところでございます。参考までに、本事業に対する県が制定をいたしております放課後児童健全育成事業費の補助金要綱というものがございまして、そちらの要件でも年間開所日数を250日以上という形にいたしてございます。

また、開所日数の根拠というお話もございました。基本的には、月曜日から金曜日まで、週5日間の50週という積算になってございます。

続きまして、議案第95号のご質問にお答えをいたします。

第16条食事提供の特例、食事の提供は自園方式が必要ではないかと思うが特例を設けた理由は何かとのご質問でございますけれども、議員ご発言のとおり、今回の家庭的保育事業等におきましては、搬入施設から食事を搬入する方法により行うことができることとなってございます。このたびの家庭的保育事業等につきましては、とりわけ都市部における待機児童の解消と多様な保育ニーズにきめ細かく対応していくために創設されたものでございまして、都市部等で行われている既存のさまざまな保育事業の形態からこの家庭的保育事業等への移行を念頭に置いておりますことから、事業者が参入しやすくするような方策の1つといたしまして、この特例が設けられたものと考えてございます。

ただ、外部から搬入する際には、給食の質を確保するという観点から、家庭的保育事業者及び搬入事業者についての制約が条例上も厳しく定められておりますので、それらによりまして、安心な食事の提供が担保されるのではないかと考えてございます。また、この食事提供の特例の項目につきましては、やはり国の従うべき基準に位置づけられていることから、本市においても基準どおりの条項といたしたものでございます。

続きまして、第23条の2で定める、家庭的保育者が利用乳幼児が心身ともに健やかに育成することを保障する基準になり得るのかとのご質問でございますけれども、家庭的保育事業につきましては、家庭的雰囲気の中で行う保育事業ということになりますが、保育の質を確保するために家庭的保育者につきましては、市が行う研修を修了した者でなければならないということになってございます。市の行う研修においては、一定のカリキュラムの基本研修や保育実習等を行いまして、家庭的保育に必要な知識や技術を習得していただくことになります。

具体的に申し上げますと、例えば、基本研修につきましては、講義等を21時間プラス実習を2日以上を必要といたしています。また、認定研修といたしまして、保育士のお持ちの方は免除になりますけれども、保育士以外の方につきましては、講義の40時間プラス実習48時間、また、その他、いわゆる家庭的保育の経験のない方々などに対しましても、講義40時間、実習48時間さらに実習20日間というような枠組みを示してございます。

また、家庭的保育事業者につきましては、必ず保育等の連携施設を確保し、また相談や助言、 その他保育の内容に関する支援を受けられる体制を整備しなければならないということになって おりますことから、家庭的保育者につきましても、日々の保育活動を通して保育に必要な保育の 質を確保し得るものと考えております。また、この項目につきましても国の行うべき基準に位置 づけられていることから、この基準どおりの条項といたしたものでございます。 続きまして、議案第96号についてのご質問にお答えをいたします。

第6条,いわゆる利用申し込みに対する正当な理由のない提案,拒否の禁止等を事業者に負わせている応諾義務は実際に効力を発揮するのかとのご質問でございますけれども,幼稚園や認定こども園を利用する保護者につきましては,保護者が幼稚園等の事業者に直接利用申し込みをし,事業者との契約に基づき利用を開始することになります。

契約に先立ちまして、幼稚園等はあらかじめ保育者に対しまして運営基準の概要、例えば、運営方針、教育・保育の内容、職員体制、利用者負担等について事前に説明を行い、同意を得た上で教育・保育の提供を行うことといたしてございます。こうした事項につきましては、情報公開の対象にもなっていることから、保護者は情報を事前に収集し、必要に応じて複数の施設の説明を受けた上で施設を選択し申し込みを行うこととなります。そして、事業者につきましては保護者から正式な利用申し込みを受けたときには、正当な理由がなければこれを拒んではならないこととされております。

正当な理由につきましては、定員にあきがない場合、あるいは定員を上回る利用申し込みがあった場合、その他特別な事情があった場合などを基本といたしてございます。定員を上回る利用申し込みがあった場合には、各園で選考を行うことが可能ですけれども、抽選や先着順、見学の推進等の設置者の理念に基づく選考等の方法によりまして、あらかじめ選考方法を明示した上で行うことが求められてございます。

また、保育の必要な子どもにつきましては、引き続き市町村が利用調整を行い、定員を上回る利用要請等に対する選考につきましても、優先利用の考え方に従うこととなりますので、保育の必要の程度や家庭等の状況を勘案し、保育の必要性が高いと認められる子どもが優先的に入園できるよう、公正な選考に努めてまいります。

続きまして、施設型給付には使途制限がないと思うが幼児教育の質の向上につながるのか、また安定的な運営ができる制度なのかとのご質問ですけれども、施設給付費につきましては、現在の幼稚園、保育園あるいは認定こども園の運営実態を踏まえた額の設定となってございます。いわゆる、今、公定価格という形で国から示されているものでございますけれども、基本額部分につきましては、人件費、管理費、事業費部分等が積算の対象となってございます。また、加算部分につきましては、職員配置や実施事業、地域等に応じた加算項目が設けられてございます。それらが公定価格の構成となってございます。

それらの使途制限のあり方につきましては、現在、国において検討がなされているところでございますけれども、施設給付費につきましては、議員のご発言にもありましたように、個人給付であるということが考え方になってございますので、使途については制限を設けない案が示されているところでございます。

ただし、公費の透明性を確保する観点から他の事業会計と区分すること、また、質の向上を図るために、事業者には自己評価、利用者あるいは外部の者による事業評価を受けてそれらの結果を公表し、常にその改善に努めることが求められてございますので、それらによりまして、一定の質の担保が図られるものと考えてございます。さらに、今回の公定価格につきましては、質の

向上を図るため消費税増税分の7,000億円が充当されるということから,財政面におきまして も経営面についても安定的な事業運営が図られるのではないかというふうに考えてございます。 以上でございます。

- 〇深谷秀峰議長 宇野議員。
- ○20番(宇野隆子議員) ありがとうございました。

2回目に1点だけ伺いたいと思います。議案第95号の中で、家庭的保育の問題について先ほどご答弁がありましが、この小規模保育事業に当たって、現行制度では、それぞれ認可されているところは保育士の資格を持っているわけですけれども、今度はこの家庭的保育、小規模保育については資格はいらないということで、そのかわりに市長が定める研修を受けるというようなことでした。そういう部分では無認可保育に当たる保育者ですけれども、これが一定改善されているというふうには言えると思います。ただ、今、無資格者の多い認定外保育で、死亡などによる事故の件数というのはやはり多いわけです。そういうリスクが高い保育ですけれども、そういう中で、今回の研修を受ければ有資格者でなくてもいいというような設定です。このあたりではそういう心配がないのかどうか、その辺を保障するようなことがあるのかどうか、ご説明をいただければと思います。

この1点でご答弁をお願いしたいと思います。

- 〇深谷秀峰議長 保健福祉部長。
- ○西野千里保健福祉部長 議員ご質問の今後の新たな保育として、子ども・子育て支援制度、あるいは市の条例で設定をしたサービスでございますので、ある面でのいわゆる保育の機会が確保されないという状況を回避しようということで、その保育環境を確保するための枠組みとして設定されたものと理解してございます。当然、保育士の資格を持っている者は保育に当たるというのが基本かと思います。現在の市の保育においても基本的に有資格者を確保しているところでございますので、基本はそういう確保に努めるというような環境を担保しながらも、やはり保育機会を確保するためには、そういう保育士の方をサポートする人材の確保も必要かなと思ってございます。

そういう意味合いで、保育環境が担保できるよう、市もこの事業にはかかわっていく必要があるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

- ○20番(宇野隆子議員) はい、終わります。ありがとうございました。
- ○深谷秀峰議長 以上で質疑を終結いたします。

○深谷秀峰議長 お諮りいたします。

議案第109号から議案第118号まで、以上10件については、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第109号から議案第118号まで、以上10件については、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

○深谷秀峰議長 お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、諏訪一則議員、井坂孝行議員、藤田謙二議員、赤堀平二郎議員、木村郁郎議員、鈴木二郎議員、高星勝幸議員、成井小太郎議員、宇野隆子議員、以上9名を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9人を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。この際、委員会条例第8条第2項の規定により、委員 長及び副委員長の互選をお願いいたします。

互選されるまでの間, 暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時44分再開

○深谷秀峰議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に開催されました委員会において,委員長及び副委員長が互選されましたので, ご報告いたします。

委員長、高星勝幸議員、副委員長、藤田謙二議員、以上であります。

次に、議案第94号から議案第108号並びに議案第119号から議案第124号まで、以上 21件については、お手元に配付してあります議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会 に付託いたします。

日程第3 請願第3号

○深谷秀峰議長 次、日程第3、請願第3号教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。 ただいま議題となっております請願第3号については、お手元に配付してありますとおり、所 管の常任委員会に付託いたします。

○深谷秀峰議長 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は9月24日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時45分散会